四季草

春上

一

292
内閣文庫
和書 類
二五〇八六 號
七 冊
一五三 函
一八 架

和書
二五〇八六
九六
六 號
三 架
七 冊

内閣文庫
番號	和	25086
冊數		7（1）
函號	153	292

国立公文書館
National Archives of Japan

四季草序

それ射藝ハ。かちありき馬上の二つにあり。其数多くして法式さまざまにおのおの古実あり。昔鎌倉将軍頼朝卿の時。下河邊荘司行平。諏訪大夫盛澄。これらハ此藝に長じその古實よく知れる人なりしを。もちゐられ。其時に古実より有来りし射藝ハ。更にその式を定め。まことさかんにて此造物(ツクリモノ)なざといふものしさざで見えたる。それより盛(サカリ)に

陽

行(オコナヒ)ひきたりて世にしるの人これより多くなりけり。
それが中にも足利尊氏卿の時に小笠原美濃守
長高る。この道の達人にて。将軍家その流義を用ひ
たまひしより。その子孫将軍家の師範たりしかバ
当流と称し。ぬ。当時柳営に陪(ツカ)ふる人にてかの
門に入りて其の教を請ざるはなかりき。それ
ころ郎が先祖も弓馬の道をバかの家より請
傳へありけるを其傳書とも散失して今に
家に傳へ来れり。爰に我友中原常政翁に

歩射騎射の品々。古法ことごとく。此事を加わり
かの事をかくしそなへ。その法式のおもむきを記しき。
大略(オホカタ)をしるし家にて是を求(モトメ)に應じて今此書
を述られけり。此書に記しし所予が私ごとをいはず
新に作り出せるにはあらず。右にいふごとく皆
家に傳へ来れり古書の要領を撮(ツ)ミ擧(アゲ)て。
その大体をあらはし記せるなり。其詳なるは事
にゆづる。十巻廿巻にもおよびけれバなれ。
漸く一巻中にあつめ用ひし書名を著(アラハ)さゞりきバ。

それ出たる人の眼にハ見なれずて疑ひもあらん
かしされど私の造言にはあらざることなる人
ぞ知る者されバ強ちにもわりおくべきにもあら
ず。抑（ソモソモ）今の世、京小笠原家などにわたりたる説ハ、
みなちかに古傳のまゝなりや。又ハ古より誤ありける
事をしらずや。今の説ハ予が嘗て考へたる説と
同じ論ぜん。みな古傳にはあらざる古實の片
はしをも述るのみなり。

安永七年戊戌四月

伊勢平蔵貞丈

四季艸を板にゑりつるゆゑよし

四季草ハ伊勢貞丈主の著述なり。この翁ハ公家武家
などの故實の学に明かなりける人にして、其著され
し書の何くれと多かる中にも、世人大かたハ知ある
されたるハ今さらにいはまし。おのれこの翁の学風をしたひ
まして、こゝらの年頃（トシゴロ）かれ著されたる書籍どもを見さ
はてハ見まくのみ、なほ見まほしくせちに思ひわたれ
るものから、力およばずしてえ見ぬもあり。去年の春ころ大
江戸に来てハ、おのづからみるにもふれ、目にもつくに從ひ
て、年月の本意かなひつゝ、いとめでたし。その道にも

おもひ入あるに。此翁の甥なる遠山主のさへ交りて。
其のきちれ論説す。何くれと現にさへ見る夢に
まめく志ありけり。志の深きをまた此主
中よりもちて。今の貞友先生に名簿をおさめて弟子
となりぬる。其年の十月十八日のよになり絶えたれば
かの翁の著されし所る。千菊の書をおさめおきたるや見る
所ハなりけるされど。いまだなる中に。板にゑらせるハ
字義蕃談のみぞかれ。大かたハ写し巻にて板らるかた
うぬなり。なるうへ。ゑまく世に出るを見るに。脱字誤字を
くれうらぬを以るく口をしく。さるハ翁のまさにも

ゑのひなん。おきかへおかふたり。かのそ世に出たるをも古
とごとく元本に挍合して。板にゑらきおこの所をし耙
多やおほふ物から。それ書籍ども大かたの字猶まく。全
く浄書きられたるハ。ゑのらぬをかる。其中にハまれ磨く
ゆきわたらんとさらさしなからに。それも彼是一時にハ成
文さるべくものかでの事ハ。あまりにも大ほどに志まし。おきて。次々
にうをさとらんの志にて。それ成文になりざるさまて身
退ら事つるなる夢し。巻合さらてあらん御ときおこなる。
物て大なる書蒐さん人のおもむきハ大かたかくれぬくに
て。さる画き理にそありける。かくて此四季艸。をさこける

はしく梓せらるゝにもあらで。奥出まゐらせたるぬ
く子孫なれば其まゝにしまはされぬれど。なんぞまり
双(クラ)ふ紙ハ全部の書といひてもなかりけん。今更こそさやう
世には出でつらずてあまたの人も見え玉へらの字あもげ
有栽堂の座右におきて目の当りにてよめる事しき書
なきはそすし。其の常用書に誤脱あらんにせしさいはひ
まてをなして写し巻もあるハ自然(オノツカラ)にあやまりのさる方なき
にしをなされず思ふまゝにそれ故(ユヱ)なしと遠山主
こたびのこらず。かねて予が異本とも校合せさせたり。
このひ師家本。および伴信友ぬし本とも比校せしに。真字假

字の誤脱を以ふまゝになし。條事のあやまれる或ハ重複
ありつれやしかれぬれど。前よりも説(イ)ふでやく。えらび
らるゝもしく梓せられたるにもあらで。兼て空(ソラ)におぼえられ
たるなりぞも字。其の外目数の間(ホト)に書をへらされたるもの
則ち八後に添削せられたるもの多かるべきを。始め
より写したるも後に写しかれたるもあり。或ハ写ん人の
乃誤ぞなき由もしりしかしく。さぞ異本の世にハ出
たるなれ有べき。其の事ども條々にかれかれてなり
あまりの多きに然(シカ)ども。しらくも梓せんて言(イ)を一に
あとより其の校合の中なる文辞。てにをはなども。みなれ

しき方にしるされたるひがことどもを書改めて見せけれは。なを
未だ儒者文字ども許されなる所々にやがて板にゑらせ
事となむなりにけり

天保八年十月五日

紀の殿人

長澤遠孫併書

四季艸一之巻 春草上

目録

射藝之部

弓矢始　神代弓矢　弓ハ両頭ノ蛇ヲかたどりて作
弓本地　弓ヲたらしと云　神代四弓
一張弓　八張弓　九張弓
十張弓　丸木弓　檀弓
梓弓　梔弓　槻弓
柘弓　桒弓蓬矢　桃弓葦矢
雷上動弓　真巻弓　重藤弓

塗篭藤の弓　糸はくゑの弓　ふし巻の弓
ちは弓　弓の名所　弓の鳥打
弭冠　打あけ打おとし　弓鞭なとに樺を巻と云事
おのかたかぞのり　弓矢の寸尺　矢束長さの事
貴人の矢を御調度といふ事　柳を矢篦に用る事
ぬた箭 同追加　上ざし中ざし　躰ノ矢
征矢　石打ノ征矢　野矢
えびら矢　ふしつけ　黒津羽
はまれ面　あきりあはせ　一手四目
的矢紙ちまき　矢の羽をしおやくはなみ取といふ事
ちゞもれ　水破兵破の矢　神頭
神通れのぶさん　雁俣の名　ゑかりまた
丸根　きおう 付定角　矢ごろ之矢さげん
蟇目　蟇目寸尺　大具足の引目
宿直引目　はんぶら引目

通計六十二條

四季艸一之巻 春草上

弓矢の始れ事

弓矢の始ハ。人皇十二代景行天皇の御時。東國れ謀叛人を退治せしめむが為ふ。日本武尊を大將としてむけしめらる。此時日本武尊始て弓矢を作りたまふと云説あり。是なりや。まりあれを用ふべうらず。神代ふ素戔嗚尊といふ神あり。御父ハ伊弉諾尊。御母ハ伊弉冊尊。御姉ハ大日孁尊といふ。大日孁尊ハもとあれも天照大神の御事なれ。素戔嗚尊常ふ悪事をなし事を好ミたまひ。善事ハ一ツもなさりしかバ。父母の神憎ミ怒りたまひ。素戔嗚尊を高天原（高天原とハ。神の住たまふ都のことなれ）

根(子)の國根の國とハ田舎の事なりへ追ひ下し給ふ時。素戔嗚尊いとまごひ
に。天照大神の御もとへまゐり給ひなんと聞えしを。國を奪ハ
むとせんとて來るならむと疑ひ給ひて。是を防がむ為の謀に。
天照大神ハ女神にましませども。男の装束を着給ひ。矢を負ひ弓
を持ち。弓彇(ユハズ)を振起(フリタテ)て。ちから足を踏み。武勇のさまをあら
ハして。素戔嗚尊の來たまふを待ち給ひしといふ事。日本
紀の神代巻に見えたり。此時天照大神既に弓を持て矢
を負ひ給ひしと有れバ。其よりも猶前かたより弓矢ハ
ありしなるべし。弓矢を始て作り出し給ひし　神
の御名ハ。何の書にも見え侍らず詳ならず

神代の弓矢の事

神代の弓矢ハ。天鹿兒弓(アメノカゴユミ)。天鹿兒矢。天梔(ハジ)弓。天羽羽(ハバ)弓。天羽羽矢。
生(イク)弓矢。大弓等の名。日本紀古事記等に見えたれど。此等の弓
矢の制さだかならず。諸説まちまちにして。何れを正説とも定
めがたし。神代の弓矢ハ後世に傳はらざる物なれバ。見た
る人ハなし。皆推量の説なるゆゑ。諸説同じからざるなり。
知られぬ事ハ知れぬにしてさし置くべきなり

弓ハ兩頭の蛇をかたどりて作るといふ事

弓ハ昔兩頭の黒き蛇をかたどりて作り始めたり。上下の弭(ハズ)ハ。
蛇の舌を出したる形なり。弓を黒くぬる本(ホン)とするハ。黒き蛇

の色なれ。弭を赤くぬる我本をまるハ。舌は色なれ。弦ハかの蛇にくわへ玉を入るる形なりといふ説なれ。此説室町殿の時代記したる。小笠原家の古傳書にも見えたる古き俗説なれ。用ふずもあらん。昔とれいつ頃を指して昔といふにや。何の故によりて兩頭の黒蛇をくどるらん。誰人のしわざにや。何れ書にも見えず。出所もしれぬ俗説なりむかし漢土に樂廣といふ人あり。其人此家に客人來りしに。酒を進めけれ。角弓を壁に掛て置たりしが。客人此酒を受て持たる盃の中にかれ角弓の影うつりしを。客人見て蛇なりと思ひて心よからず思ひながら。其酒を飲て歸りて後。病れなりわづらひし

といふ事。晉書に見えたり。蒙求にも其事見えたれ。又本草綱目の兩頭蛇の注に。越王の弩弦(イシユミノツル)の化せる所なり。これを越王約首蛇といふなれど。ある我見て彼是を合せて。造り出したる俗説なるべし

弓本地の事

弓の本地ハ。無量壽佛の形なり。故に慈悲の相を本とせり。然れど佛の字も人弓引の三字を一ッにしたて作りたりといふ説あれど。用ふる事なかれ。弓に別に本地といふ事なし。去れて弓の本地をいへば。梓(アヅサ)檀(マユミ)槻(ツキ)柘(ツミ)黄櫨(ハジ)等の木を弓の本地とも云べし。是らなる弓を作る木なるゆゑ。弓の本地なれ。佛像

にて弓ハ作られぬなり。又慈悲の相を本とせよといふをも心得がたし。弓ハ生類を射殺すを以て。弓の徳とせんなれども。慈悲を本とせバ射殺す事ハなからん。何の用にも立ぬ器となるなれども。さやうの説ハなき出家などのいひ出して。昔の愚昧の武士に教へたるなれども。弗の字ハ弓引の二字を合せたるにはあらず。弓ハ弓にあらず。リハ引にはあらず。篆書にてハ違あるなれども。又佛の字ハ佛法いまだ唐土に渡り來らざる以前よりありし字なり。ホトケを天竺の詞にてフトといふを。其詞に付て。唐土にても或ハ浮屠。或ハ佛陀の字を以て當たるなれど

フト フタ 音通

佛陀を下畧して。佛の一字をも用ふるなれ。我國にてホトケといふえ。浮屠家なり。又佛陀家なり。

ホフ トタ 音通

べく我國の故實に。佛の事を取まじへていふ事。あるまじき事なり

弓をならしといふ事

弓をならしといふ事ハ。天竺の貝多羅葉ハそれ長七尺五寸なれば。弓の長も同じ事なるゆゑに。弓を多羅枝といふなり。一條兼良公の御作の書。公事根源に見え。または多羅樹の枝を以て弓を作りて始まりしゆゑ。多羅枝といふとも書たるもあり。されど皆ゆゑなき俗説なれば用ふる事なかれ。多羅樹名ハ貝多といふ。是天竺國の詞なり。唐土の詞に翻し

てハ。岸形といふなり。多羅樹ハ棕櫚の如く。直にして高し。
至極高きハ長サ八九十尺もあり。花ハ黄米子の如し。又高サ
四十九丈なるもありと。翻譯名義集に見えたり。まづ
に七尺五寸計の小さき樹にはあらん。又多羅樹を以て弓を
作り始めしといふ事。正しき書にて曾て見えざる事なり。
されバ弓を作りしといふ事ハ。多羅樹の事より出しなるべ
わからざる事を知らずし。又一説に。神功皇后三韓を攻たま
ひし時。御弓を執らせたまひて。御手にあまりたまひしにと
まへて。御名手荒姫命と申奉りしより。御弓をならしと
いふ。たらしハ手荒しなりといふも。是妄説なり。用ふ
る事なかれ。神功皇后三韓を攻めたまはざる以前よりも。御名
を氣長足姫尊と申奉りしなり。日本紀を見て知るべし。
御手の荒きたるによりて。手荒姫命と名付奉りしといふ
事。正史實録に曾て見えざる事なり。又御手にあれます
ゆゑ弓をたらしと名付しといふ事。古書に證據なき事
なれば。甚妄説なり。弓をならしといふとなへハ。萬葉集巻一
の歌に。御執乃梓弓之奈加弭乃音為奈利といふ詞あり。
御執の二字をみとらしとよむなり。是天子の御手に執
らせらるゝ梓弓といふ事なるを。本ハみとらしなれども。
ト°とタ°と音通ずるゆゑ。たらしといふ詞轉じたる。

たらしともいふ形ぞ。弓ハ手に執るものなるゆゑ。御(ミ)とらし
とハいひ。太刀ハ腰に佩(ハ)く物なるゆゑ。御(ミ)はかしといふも
同じ例なり

○神代の四弓の事

神代の四弓といふハ。前に記したる。天照大神の持たまひ
し弓を。坐陣弓といふ。葦原(アシハラ)の中國(ナカツクニ)の邪鬼を。はらひ平げ
たまふ。高皇産靈尊(タカミムスビノ)の。天稚彦(アメワカヒコ)に賜ひし弓を。發向弓といふ。
皇孫(スメミマ)の降(アマクダ)りましし時。諸神の執たまへるを。護持弓と云。
彦火〻出見尊(ヒコホホデミ)の。狩の時持たまひし弓を治世弓と云。是を
神代の四弓といふと。此説用ふべからず。此四弓の名目。日本
紀の神代巻。古事記なとに曾て見えざる事なれば。後の神
道者の輩。名を付たるものなるを。神代の弓右の四弓のみに
あらず。又大己貴命の。生(イク)弓矢大弓などいふ事も。古事記に
見えたり

一張弓の事

近世一張弓といふ事をいひ出して。是天照大神の弓弭(ユミハズ)を
振起(フリタテ)給ひし時の弓なりとて繪圖あり。其圖を見るに。外(ト)
竹(ダケ)を朱漆に塗て。前竹(マヘダケ)を黒漆にぬりて。握(ニギリ)より上に三十六所
藤(トウ)を巻く。地の三十六禽になぞらへたり。又大日經の三十六童
子になぞらふ。又握より下に廿八所藤(トウ)を巻て。天の二十八宿

にかゝはらず。又法花經の廿八所はかゝはらず。弭は形様は。魚の尾の形の如く作る。又一説の一張弓ハ。上下の弭の形を龍の頭をゑりて。舌抔出して弭とす。是を蛇頭弓と云。是ハ神功皇后の御弓の製形なりともいふ。又神代の弓なりともいふ。また右両品とも曼荼羅弓とも名づく。是皆偽作物なり。用ふる事なり。廿八宿三十六禽なぞいふ事。神代巻なぞには見えず。應神天皇の御代始て文字渡りて。それよりも以後。天文陰陽の書ども渡りしなり。大日經。法花經なども神代にはなかりし。欽明天皇の御代。佛法始て渡りてそれより以後。さなくハ佛經渡りしなり。是にて偽を考ふべし。

又龍の頭を作りて。蛇頭弓と名付しは。龍も蛇も同じものと思ふにや。愚なる事なり。笑ふべし

八張弓の事

八張弓ハ。神代は四弓といふ事のあれはよりて。八張弓といふ名を立しなるべし。八張弓の名ハ。太平弓。蛇形弓。羅形弓。相位弓。肆足弓。陰陽弓。福蔵弓。世平弓。是なり。是ハ小笠原家にて定し也。されども室町殿は時代に記し置たる小笠原家の古傳書の中に。一張もその名見えず。たゞし當家弓法集（世に三議一統と云）は中より首實検の作法を志るしある條に。弓は太平弓にかしらふ屓しといふ事見えたり。然れバ其頃既に

八張弓の名ハ定まりしかども普く世にもちひざりし由にて其時代此書どもに其弓の名なを書のせざりしなるべし八張の中には常に用ふる弓ともあるべく名を別に付たるもあるべし其別名など古き書には載せず太平弓の名なども弓法集にみえたり

九張弓の事

九張弓とハ重藤(シゲトウ)此弓を九品あつめたるものなり是ハ八張弓出來たる後に又此名など定めしものなるべし

十張弓の事

十張弓の事十張弓之巻といふ書あり十張といふハ作形弓二紫話弓三篦弓四腹形弓五弦音弓六羅形弓七流弓八水早弓九剋龍弓十白桐弓是なり此十張の製作の式を記し又外に十三ヶ條弓矢の事など載て終に應永廿四八月十有五日小笠原備前守持長同民部少輔持清寛正五十月日多賀豊後守高長同豊後守高忠と記して次に年月なくて水嶋卜也之成伊藤甚左衛門幸氏と記せり小笠原多賀等の名を記たれども偽書なり水嶋が例の妄説なるべし十張の中流弓ハ柳にて作り白桐弓ハ桐にて作るといふ柳も桐も弓材にあらず古書に曾てなし又通矢(トホシヤ)の事など記せり應永寛正の頃通矢と云事なし其外小笠原多賀の記と違たる事なり然ども十張弓ハ水嶋が

此の事玉三記にくハしく見えあり

妄作疑なし。水嶋卜也といふ者。小笠原流と称しける。偽作妄説せる事甚多し。八張弓九張弓といふ名あるをも。尽くおもひつきて。十張弓といふ事抔妄作したるなり

九木弓の事

九木弓といふは。木をまく丸く削りたる弓なるを九木弓の本名ハ。それを弓とばかりいふ。上古弓とのみいひしハ九木弓の事なるを。後は木に竹を合せたる弓を。弓とばかりとなふゆゑまぎれぬ為に。九木弓とよびならはしたるなるを。梓(アヅサ)弓。檀(マ)弓(ユミ)。槻(ツキ)弓(ユミ)。柘(ツミ)弓(ユミ)。櫨(ハジ)弓(ユミ)などいふ皆九木弓なり。其弓に削りたる木の名をとりつけて。何弓ととなへたるなり。今も新(アラ)木(キ)白(シラ)木(キ)などゝ云ハ。

それらハ九木弓より出し詞なるを。九木弓ハ鰾(ニベ)のたすけなしと云氣づかひなし。雨露に逢へども。木ばかりなれバいたみもなし。弓ハためなほしもなし。軍弓に用ふべし。九木弓抔引ても見ぬ人ハ引折る事あらむかといへど。はやまりねバも折まれぬ為に。古よりも弓に削るべき木を定め置て。梓弓以下の名あるなり。まづ木(キ)理(メ)の取やうにて折る事なし。九木弓ハその強きもなるれバ堅き物抔貫くに利なり。義經記に。文治元年義經都を落らるゝ時。小櫻威(オドシ)の鎧。四方白の甲(カブト)。山鳥の羽の矢十六さして。九木の弓一張そへて。六條堀川の館に留め置きし事見えたるを。持ちて今川了俊筑紫へ下られし時の道行

以下弓材になる木の葉状等は考冬草に記せり
檀弓古事記三代實録延喜式万葉集古今集其外古書に見えたり

ふるの歌に。生ひ茂れるの真木の丸木は弓にせよとなんみゆる
よりてちからこそあれとよみたり。真木の丸木は弓といふ
は。まゆみは木の弓なり。みだりの邊にて茂りやうなる。直
なるよりも力あるものなり。丸木弓削りて。引きて試みるべ
し

檀弓の事

檀弓は。真弓は木にて削りたる丸木弓なり。漆ぬらざるもの。
白木のまゝにて用ふる故。白檀弓といふ。白真弓と書てもあ
同じものなり。ゆゑに木は茂りたる弓は木といふ事に
て。真弓の木といふ習ひしたるなり。此木は木理細かにして。
性しなやかにして弓の材にて甚宜しき木なり。されば
こそ真弓の木とぞいふなれ。和名抄に檀和名万由三とあり。
葉はまゆつばきの如く。葉は先丸くしてまたつばきの葉よ
りも大なり。葉厚くして。身木も玉つばきに似たり。皮は
あげは内に白きあま皮あり。此あま皮まで矢の羽の上な
ぎ下はぎをする故かはなぎと云なり。身木は削りて色白
くしてはぎなどの如し。十月頃實をむすぶ。その實四つ
かどあり。四つにわれる。中に赤黄色なる粒あり。葉先いさゝかとがりもあり

梓弓古事記三代實録延喜式万葉集古今集其外古書に見えたり

梓弓の事

梓の木にて削りたる丸木弓なり。あづさは江戸にてあくしやく

梔弓日本紀に見えたり

こゝも木さゝげといふ木あり。和名抄に梓和名阿豆佐とあり。葉も身木も桐に似たり

梔弓の事

梔弓ハ黄櫨の木にて削たる丸木弓なり。たゞし弓に梔字を用ゆるハ古代字の用ひ違ひなり。物を染るに梔子にて染たる色も黄櫨にて染たる色も共に黄色になる故混雑して梔子染をも黄櫨染と通称して梔もはじとよむなるべし。はじといふハ梔の字の本訓にあらず。和名抄に梔子ハ和名久知奈之。黄櫨ハ和名波爾之とあり。波爾之を中略して波之といひしなり。梔ハ弓材にあらず。黄櫨ハ弓材に用ふなれども今世の弓にもまゝ用ふるハ黄櫨なり。黄櫨ハ漆木白膠木胡桃木などに似たり。葉の形も似たり。はじもみぢハ歌によめりいとよく紅葉する木なり。はじを田舎詞にてはぜといふなり。黄櫨木を切て見ざれバ其木口外ハ白くして内心ハ黄なり。其黄なる心を以て弓に削るなり。染物にもまたこれを用ふるなり。里に生じたるも山に生じたるも性宜しきといへり。是故山はぜといふなり。山はぜハ身木直にして枝の間も遠く。一體のびやかなり。是を弓材とす

槻弓延喜式三代實録其外古書に見えたり

槻弓の事

槻弓ハ槻の木にて削たる丸木弓なり。和名抄に槻和名

豆木乃木(ツキノキ)とあり。つきの木と。けやきの木と。同じやうなるもの
なるく見ゆるがごとし。相摸國大山の杣人のいひしハ。つきの木を
ば弓の木ともいふ。けやきの木に似て見分がたし。木を削りて
て見ざれば分らじ。されどけやきハならび堅に木理(キメ)そふるなり。つ
きの木ハ。堅の木理が横にからみたる木理あり。されバ田舎
にて鋤鍬(スキクハ)の柄に是を用ふるなり。甚強くして折まじといへり。
又植木を商ふ老翁のいひしハ。つきの木とけやきハ見ゆるを
がたし。夏の炎天に見るにけやきあるを。夏の日でらすにけや
きの葉ハ雨の端上へ少しそりて上に。葉中くぼかなるな
ぞ。つきの木の葉ハ平らにして。雨の端そりて上らず。是を以

柘弓三代實録延喜式等に見えたり

て見わくるなりと。此盾を槻の字にけやきと訓ば付たる字
書あり。これ誤なるべし

柘弓(ツミノユミ)の事

柘弓(ツミノ)ハ柘の木にて削りたる丸木弓なり。和名抄に柘(ハツ)豆美(ツミ)と
ありて。つミ一名野桑(ノグハ)とも山桑(ヤマグハ)ともいふ。桑に似たる木なり。
桑柘とて。桑と同類の木なるべし。桑の葉ハ切きざミある所あり。
柘の葉ハ切きざミなき所ありて。丸くして葉少とがりたり。桑柘
ともに蚕(カヒコ)に食ハしむるなり

桑弓蓬矢(クハノユミヨモギノヤ)の事

桑(クハ)の弓蓬(ヨモギ)の矢の事ハ禮記の内則の篇に見えたり。是ハ男子

国立公文書館 National Archives of Japan

の生るゝ時ハ祝にて桑の弓に蓬ハ矢六ッを取そへて天地四方
を射給ひ其子生長して武功を天地四方にあらはすべ
き事を祝ひて射る儀なり蓬の茎ハ弱く軽き物なれバそ
れに応じて桑の弓も細き柔ハ枝を以て弱く造るなるべ
し桑弓蓬矢我国にても入用の事なりし平家物語に安徳天皇
御誕生の時重盛公此事を行ハれし由を見えたれどもかの物語の
かぎりに書たるにや侍らむそれがつかなる事なれば朝
廷にて此事行なはれし事国史などにも見えず桑弓蓬矢の事
を甚の秘事なりとておほくしくいふ輩も何
を以て秘事とはいふにや心得がたき事なり

桃弓葦矢の事

古代ハ禁中にて十二月晦日追儺(ツヰナ)を行はれしなり追儺ハおに
やらひなり大舎人といふ官人四目あるおそろしき仮面
をかけ戈と楯を持て鬼やらひをなる是を方相氏と
名づく殿上の人々桃の弓葦の矢を以て鬼を追ふて射給
ふ是疫鬼を追ふ給ふにはあらで疫鬼とて疫病神の
事なり葦の矢ハ軽く弱きものなりそれにあはせて桃の枝ハ
細く弱き枝を以て弓を作りて射るなるべし強き弓にては
方相氏疵をうけぬべくなるにはあらで事なる故強き
弓矢ハ用ふるに及ばざるなり

はま弓の事

正月男子のもてあそびにはま弓射る事ハ。邪鬼を退治せるの表相なり。はまとハ破魔と書て。魔を破るの義なりといふ説あり。されど有べきやうに聞ゆれども。はまは正説にあらず。はま弓はむかしより。昔ハ京にても何方にても有し事なるべけれども。今ハ絶て。ただその弓矢を賣る。童はりてあそび物にするのみなり。されども遠國にて。其風ならはし今に残れり。土佐國の人の物語りに。土佐國畑といふ所の山中の民家にて。正月に幼童はま弓を射る。的は藁縄(ワラナハ)を以て作る。其形圓座の如し。徑ハ壹尺ばかり。其中に徑二三寸の穴あり。是を名付てはまといふ。射手弓矢を持て一列に立並て待時。一方よりかれはまを轉(コロバ)し走らしむるを。各射るなり。はまの穴を射る事をあたりとするなり。はま走りを終るまで一方よりまろばし返して各射るなり。はまをまろばする事ハ。射手の中よりこれはなし出てまろばすなり。是をはま射るといふ。また大和國吉野郡上市村の人の物語りにも。大和にてはまを射る事右の如し。大和にてハはまころを射るといふ。はまころこそはまなろばすといふことなるべし。土佐の人大和の人のいふ所同じ趣なるを。然ればはまハ的の名なり。破魔にはあらざるべかし

雷上動（ライシヤウドウ）の弓の事

頼政の雷上動（ライシヤウドウ）といふ弓ハ。頼義の夢中に。養由基が女（ムスメ）桃花女といふ女。水破（スイハ）兵破（ヒヤウハ）の矢にとりそへて。授られし弓なりといひ傳ふれども。奇怪の説なれバ信用しがたし。此弓の事さまざまの説あり。其製ハ古書にも見えず。今の世なほも傳へられざれバ。見たる人ある事なし。諸説皆推量の妄説なれバ。まちまちにして用ひがたし。荻生惣右衛門が説なるべしといふ冊子に。らいしやうどうハ頼政藤（ライシヤウドウ）なるべしと書るれども。それよりこなたハ頼政の家にある藤巻たる弓を皆頼政藤（ライシヤウドウ）なりとぞ申しならはせる説にはあらず。是又推量の沙汰なり。なかなか此知らぬ事ハ。知らぬにして手を付ずして置べし。こじつけたる事なれバ。我ながら見出しはべらず。知らずとせよかし

真巻弓（マキユミ）の事

真巻弓（マキユミ）ハ。真弓に藤を巻たるなりといふ説あり。或ハ小（サ）き弓なりといふ説もあり。何れも正説にはあらず。用ふる事なれ。夫木抄に。天仁元年。顕季卿家歌合。琳賢法師。いつのにせんまきの弓ともおれそ引はなちしてあらぬ心哉。此歌の詞を考るに。まきゆき弓といふハ。今世用ふる木竹を合たる弓の事なり。歌ハ戀の歌なり。歌の心ハ。我戀ハまゆきの弓

弦およびし。席しきをされど。引はなちくしくて。逢ハぬ心を
いひのべん。となだらかなる體なり。第二の句。あづさの弓
といひても事足るべき哉。まし此の弓といはせたるは。下の句に
引はなち清くといふ所の料なり。あづさの弓ハ丸木弓に
て。はなれぬそのあるゆゑ。あづさの弓といひたてゝ。下の句
に引はなち清くとこそいはれぬ事ゆゑ。はなち秋やまきは
まさの弓[illegible]して。下の句にはなち清くといはるゝなり。
引はなちとも弓哉引き。矢をはなつ事哉いふにはあ
らず。弓の木と竹を引はなつ事哉いふなり。常に引はな
つまじからぞ。やゝもすれバ引はなつといふ心あり。ともすれ

またといふなるは。弓射るときは。左の腕に鞆といふ物を結ひ付
て射るなり。弦にあたりはぢきて。鞆を磨るなり。鞆を磨るとい
ふ事を。此の弓をはなれぬといふ詞と。両方をかけていへるなり
ともまれ[illegible]詞ハやゝ もちまぎバといふ[illegible]用ふ 此歌の詞を以て考ましめんよしき
弓ハ木竹合せたる弓に事と聞ゆ。又此歌によりて考る
に。真巻と書くハ當字なり。継木と書べし。継父継母を
まゝちゝ。まゝはゝとよみ。真間の継橋をまゝのつぎはしと
よむ例にて。木竹を継き合せたる弓なるゆゑ。継木弓と
書て。まゝきゆみとよむべし。又和名抄に。細射の二字を
出して。和名萬々岐由美と注したるを。さてこゝに唐鹵簿

令の細射弓箭といふ文を引たるに據なく桉ふるに是ハ細射ハ細の字を麁に對する細の字として。丸木弓の製の麁畧なるに對して。木竹合せたる弓製ハ細密なるを以て。細射の二字を萬々岐由美に宛たるなるべし。延喜式より見えたる麻々岐。鏃ハ萬々岐由美に具する矢なる證し。また桉ふるに。はじき弓ハ。的を射るべき弓なり。宇治拾遺に。門部府生といふ人。常にはじきを好みて射けるが。能く射る由聞えて。賭射の射手にめされし事見えたるを。又次将装束抄の。射礼賭弓弓場始の條に。東帯弓矢を相具す。真巻弓矢なり。件の弓に鞆弓懸を付くと見えたり。はじきハ。和名抄延喜式等にも見えたれバ。木竹合せたる弓も。上古より俄やしたりけむ。まして丸弓ハ。雨露にしみたり愛きぞ。はなるしゆゑ。軍陣にハ用ひざりしと。的にハ弦を用ゐしなるべし。丸木弓ハ。軍陣に侍用ゐしなり

重藤の弓の事

前にも記せる如く。上古ハ軍陣にも丸木弓を用ひ。的にもはじき弓を用ゐしなるべし。東鑑などにも重藤の名見えず。頼朝の頃までハ。軍陣にはじき弓ハ用ゐざりしか。源平盛衰記などにいたりて。重藤の名見えたれども。是ハ後に書たる物語なれバ。其頃見るにはその世を書たるとも知られず。

今川了俊の歌に丸木の弓拵よまれたれバ其頃までも猶丸木弓
もちゐずして軍陣にも丸木弓と塗たる弓と両品を交へ用
ひしにや後には丸木弓もちゐず用ひざれバ軍陣にもはら
ぬりたる弓拵用ある事になりたりしなり雨露にあたるゆへ
はたみにぬれたるなり重藤にぬりかふる事ハ始めよりある
ならし握(ニギリ)よりも上を三十六所藤拵巻て地の三十六禽にかたどる
なり握より下を拵二十八所藤拵巻て天の二十八宿にかた
どるといふ重藤も重藤の中に一(ツ)の重藤といふハ是に
のミ限るべからず藤を透なく巻たるハ皆重藤なれバ重
どう藤数いくつと定まりし事みえざるなり巻たるより

ハ物の数をかぞへしかまへ巻事ありしことなれどもあらざる重(シゲ)
く藤拵巻事ハ唯弓拵かざりにてあらざる湿(シメリ)に防ぐために
置のはなれぬやうの為也射手方聞書に仁田右馬助の説
に握上(ニギリノウヘ)を廿八所握下(ニギリシタ)を三十六所藤を巻と見えたり上下
仕違ひ有れ廿八宿三十六禽拵たるといふ事ハ前に以て
なりに同じ此藤数の事室町殿の頃既に其説ある事を知るべし
其外室町殿時代に記せし小笠原家の古傳書を 前にいふも此所
家の古傳書と書くのゝ近世小笠原流と号して小笠原家にあらぬも小笠原
き新説を作りて記したる書あるゆゑ古傳書と分つるなり
あまた見ゆ藤数廿八所廿六所に限ける事とも見えず
又九張弓と名付て重藤九品の製あり是も九品のかたにも

一のまるべうなれど。重藤の藤ハ白藤なれども弓なべて黒くぬるなれども。古傳書にいふ所皆同じ

塗ごめ藤の弓の事

軍陣聞書ニ 永正八年ニ八木若狭守忠勝が記せし書なり 云。藤ハ白きその本(ホン)なり。塗ごめ藤といふハ。重藤の上を赤うるしにてぬりこめたる弓をいふなり。惣じて漆にて藤の上をぬる事畧儀なり 赤うるしといふハ 朱うるしの事にはあらんか。うるしばかりにてぬりて。黒赤き色になる也。いにしへより引目など赤うるしにてぬるといふも同じ事なり。朱うるしを用ふるなからば。ぬりやうあり

糸裹(イトヅヽミ)の弓の事

糸裹(イトヅヽミ)の弓といふハ。麻(アサ)糸を。畳の表を織たる糸を少し細く左よりにしたるを。本筈よりうらはずまで。すき間もなく巻くなり。せしめ漆に小麦の粉を交て能合せて。弓に付て糸を巻たるを。其上より地をきれいにして。直に黒漆にぬりて。其上にぜんぜん巻。矢ばずを藤にて巻て。其間々所々に藤を巻なり。先年相摸國大住(オホスミ)郡矢名(ヤナ)村の民家に。代々持傳へし古き糸づゝみの弓何れも糸はたひとまき家蔵とし。其製右にいふが如し。軍弓にて甚よろしかるべし 糸包弓義經記ニ見ゆ

節巻(フシマキ)の弓の事

弓ハ節の所厚きゆゑ。多くハ節の所うすき上すく。にべハなれ

ゐるしゑのためなり。その用心の為に。節の上ばかり藤にて巻きる
ことを好し巻の弓といふなり。岡本記に見えるなり

弓の名所の事

朱点ノ分ハ弓馬故實

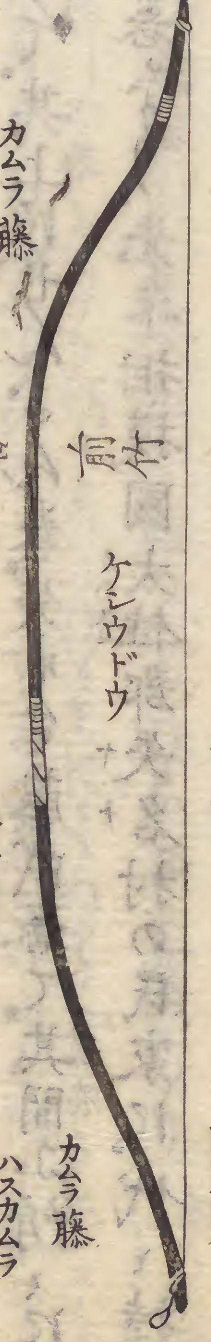

右名所(ナドコロ)の圖ハ。寶徳元年十二月十八日。小笠原備前守持長 法名

浄元の記されし書に見えたり。是射手方に用ふる名所な
り。近世板行の書。武用辨畧。并ニ武家重寶記などにいふ
なれども。弓の名所を載て。肩(カタ)姫(ヒメ)反(ゾリ)相(アヒ)打(ウチ)押付大鳥打小鳥
打とりうちのへんといふ事。前に記せざるおほくし。其あやまりを正
うちといふなり。されど大小とりうちとうけといふべ
し。韘(から)付手下関板弦持木半(キナカ)等の名あり。是等ハ弓工(ユミシ)の用ふ
る名所にて射手方には用ひざる名所なり。射手方にて
ハ。弓工のいふにかかはりある名所ハ用ふまじき事なり。射
手方にていふハ入用にたるべき名所なれどなり。右の内木半と
いふ事ハ。射手方にていふ詞なり。案側木(ソバギ)の所を木なかといふ
なり。高忠聞書に。かぶら矢に限て二ッぶきを矢はぎの絃長くし

て。矢づゝの巻とてはくいそれハかぶらみゝくハ。けまはりの物。其外大事の物なれども射ぬ事なり。我矢束をぞ。弓の木（キ）中（ナカ）へひつかくるなれどもよきてぞ本儀なりといふ也。木中ハ射手方の詞なり。近世ハ弓工の詞だくらうれ詞。鎧工の詞を。武士の用ふる事多し。能分別して。工匠などの詞をぞ用ふまじき事なり

弓の鳥打此事

弓に鳥打（トリウチ）といふ名所のあるを。天武天皇と大友ノ皇子。と御位をあらそひ給ひし時。大友ノ皇子怪鳥ゆゑ飛来て。天武天皇を蹴（ケ）殺さんとせける時。天武天皇御弓を執て。かの怪鳥を打殺し給ひしより。鳥打と名付たりといふ説あり。然れども。此事。日本紀其外の正史實録に見えざる事なれば。いぶかしき妄説なり。まゝ一説あり。神代に天稚彦（アメワカ）といふ神をして。葦原ノ中津國の悪神を征伐せよとて。大将となして下し給ひしに。天稚彦征伐をばせずして。下照（シタテル）姫を娶（メト）りて。國を奪はんとして。悪神退治せざる由を申ければ。高皇産靈ノ尊いぶかしく思召て。無名雉（ナナシキジ）を使のはしりさまを見とめ給ひしを。天稚彦弓を以て。無名雉を打殺せし。是より鳥打の名始まりといふ説もあれども。是又用ふるにたらず。日本紀の神代ノ巻には。天稚彦天ノ鹿兒弓天ノ羽々矢を取て。

無名雉を射て斃すとあり。弓を以て打殺すとも見えず。右の説妄説なる事を知べし。按ずるに鳥打といふは。伏鳥を射るより起りたる名なるべし。伏鳥といふは雉鶏の二ッなり。雉にても鶏にても。草むらにある故其めぐりを馬を乗り廻せば。鳥飛あがらずして伏しかくるなり。かくふせおるを射るゆゑにふせ鳥といふ。射やうは高忠聞書に見えたり。鳥を射るには矢所にかまはず。死なずして飛揚る事なり。其時弓を以て鳥を打落すゆゑ。鳥打といふなるべし。夫木抄に。信実朝臣の歌。うづらなる秋の草路のかりさ弓。なやとまりちれ名ある程ある也。と見えたり。是にて考べし

弭冠の事

弭はむまとも。なまを皮とも云て。革にて袋をぬひて弓のうらはずに掛る物なり。是は神功皇后三韓を征伐ありしむかし。筑紫に至りたまひし時。御懐胎にておはしましけるが。俄に御産気催したまひしかば。御弓の弭を陰戸にさし入なひたれば。御産の気しづまり。征伐の後筑紫へ帰らせ給ひて御産ありけり。其御子は應神天皇即八幡宮の御事なり。られし陰戸へ御弓弭をさし入ありしをかたどりて。弭冠を懸るといふ説あれども。甚妄説なり。用ふる事あるのまゝ。日本紀

にて皇后御開胎に當らせしかバ、石を取て御腰にさしはさみて
みて祈ての給ふ事おはりて帰らん日此所にて産まさん
と仰られしとぞ。其石今に伊都縣(イトノアガタ)の道の邊(ホトリ)にあるよし
見えたり。陰戸に弓弭さし入たまひし事、正史實録に
曾て見えざる事なれば、弭冠は何の古事も入らず。弓を壁
に立る時置ば、沙土にて弭の磨(ス)損ずべき事なれば、それ
をさかしら人のこしらへ出したる物なるべし。又
弭冠に華なる龍の頭を作て、龍の口へ弭を入るしかけに
こしらへ、志ありて弭皮と名付て、其製作を極秘傳なども
といふ輩もあれど、妄作なれバ古書に曾て見えざる事

なき条、用ふる事なかりし也

打上(ウチアゲ)打起(ウチオコシ)の事

弓を引かんとて弓を持上るを打あげ、打おこしといふ。少し差
別ある事なり。的出張記（永禄六年伊勢六郎右衛門尉平貞久之記）に、うちあげと
いふハ立の時、草鹿(クサジシ)、丸物(マルモノ)など射候時、弓打あぐる事を申候。
うちおこしとハ、犬追物笠懸などに、さしあてて射候を申
候。打あげハ少しおろき物にて候なり。又犬追物聞書（小笠原兵部少輔源元長之記）なり
に、犬追物に打あげとハ不申、打おこしてと云
なれども、うちおこしとも申候し。小笠原家にも如此いふ
なり。是も引さだむる故歟と見えたり

弓鞭などに樺巻くといふ事

弓鞭其外の物にも樺を巻くといふ事。古書にあれ。又真樺巻くといふ事もなり。此樺といふ名につきて。かば櫻の皮ゞ巻く事と思ひて。樺櫻の皮ゞ膠にて長く継て。細く裁て。それにて巻くと云説あり。大なる誤なり。すべて外此木の皮をはがれに。みな竪にたゞなるゝもあるを。皮のきめ竪にあるがゆゑなり。かば櫻此皮ゞはあかぐ。横にはがるゝものなれば。皮のきめ横にあるがゆゑなり。されば糸にても。藤にても。紙にても。物を横に巻くを。かば櫻の皮此身木を巻たるものがだゞしくなる由にて。樺を巻くといふ

されども物によりて藤を巻くもあり。紙を巻くもあれど糸を巻くもあれども。皆これ樺巻くといふなり。公家にて随身の持つ弓などにも。藤を巻きたる如く。紙を巻く事あり。装束抄などにもあり見えたるを。紙ハ真の樺にあらざれば。それは對して。藤を巻く事を真樺と云ふなり。矢は樺をこれとし。なるも。かば櫻の皮にて巻くにあらざれ。彼ゆゑのなき皮にて巻くなれ。宇治拾遺に。皮巻きたる弓所々に見えたり。皮ハ樺なり。假字にてこのをとなしを。傳寫の時誤て皮と書しなれ

れのがたかぶるの事

おほがねばかりといへバ。我手の寸なく。物の長短をはかる事なり。おほがねとハおほがねなり。たとへばかねハ。和名抄に尺の字を太加波可利（タカバカリ）と訓を付たり。太加（タカ）ハたなゝり。加とケと音通ぞ。はかりハ寸尺をとる名なり。物さしの事なり。されどこれのごとくかかりといふハ。これ我が身にそのさしといふ事なく。我手なく物の寸尺をとる事と心得べし。弓矢鞭行縢（ムカバキ）等ハ。皆おほがねのたかさのりなく。寸尺を定るなり。手にて寸の取様あり

大ゆび人さしゆびをつよくひらこのを。これのづりくら開くなど。ゆるやかにひらくなりを。志ひくつよく開かべ

此中指の中を。如此物にあつるなり

如此大ゆびと。人さしゆびを。ひらきく。是を五寸とさだむるなり

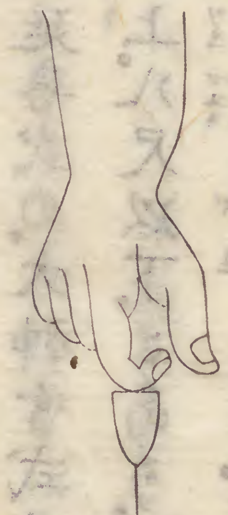

此人さし指の折目のまん中両ハ間を一寸と定め。それ半分を五分とするなり

人々の手ハ大小まちりて。長短同じからバ。其人々ハ身

の大小相應は寸尺にたるなり

弓矢寸尺の事

延喜式の。大神宮式神寶の條に云。梓弓二十四枚。長各七尺以上。八尺以下。とあり。同兵庫寮式に云。梓弓長七尺六寸。槻(ツキ)柘(ツミ)檀(マユミ)準(ズ)此(ニ)とあり。吉部秘訓抄建久二年閏十二月十日。弓場始の條にいふ。黒漆弓（中畧）弓長七尺六寸五分とあり。軍器考に見えたるに。大和國大安寺にある。神功皇后の御弓。長七尺餘。同國法隆寺にあるに。上宮太子の御弓。長六尺餘。山城國靜原(シヅハラ)二ノ宮山王にある。天武天皇は御弓長六尺八寸五分餘と見えたり。又延喜式の大神宮式に云。箭七百六十隻(セキ)長二尺四寸とあり。吉部秘訓抄弓場始の條にも。箭長二尺四寸とあり。愚得隨筆に見えたる。摂州天王寺にある上宮太子は鳴鏑の簳(カラ)長二尺一寸五分とあり。東大寺寶物圖。正倉院にある古き矢。長二尺五寸六分とあり。右上古の弓矢寸尺同じからず。大神宮は神寶の御弓矢の寸尺何りてすべて定らまじら。神寶の外右は古き弓矢どもは寸尺も。長過ぎ短過たる樣に思える。何を以て定規とせるる事も詳ならず。中古以來は弓も七尺五寸。矢も二尺七寸五分と定まり。此寸尺曲尺(カネ)の定(メ)にあらず。又呉服尺の定にもあらば。おゝかたこのはかりを以て定ったるなり。それのかたとのはかりには。

己が手の寸にて定むる事を云なり。諸書當用抄ニ云。矢ばかり
弓のたけ最上の秘事なれば。老若ともにその人の手なみなみ。弓
ほど七尺五寸。矢は十二束なり。末法に知れずして。尺の定にて
七尺五寸といふ。身にあはぬ事ままあるなれ。又小笠原大双紙にも。
弓は我々が手並にて七尺五寸なりと見えたり（我手にて十二束也。我手の寸にて二尺七寸五分なれ。右両様共にかくれなく。わが身が室町殿の時代より記したる書なり）
手並寸にて長さを定むる事。甚おもしろき事なれ。大な
る人は大なる手にて定め。小き人は小き手にて定るゆへ。其
身の大小相應の弓矢となるなれ。是中古は上古よりも。射術
精しくなりしによりて。此相應のつれ合を考へ出して。定た
るもそのなるべし。按ずるに。我両手を左右へ開き伸して。左
右の手の中指の頭より。中指の頭までの長さ五尺五寸なれ。
（我手の寸にて五尺二寸なれ）我首の頂（イタヾキ）より。足のうらまでの長さも是
に同じ。其五尺五寸を半分にすれば二尺七寸五分なれ。（我手の寸にて二尺七寸五分なり）
是我半身の寸なり。左の腕を左の脇へ弓
射る如くはなし伸（ノバ）し。拳（コブシ）を握りて。其拳の正中（ミナカ）より。右の
肩前（カタサキ）の矢筈を取る所までの間の長（サ）も二尺七寸五分なれ
ば。是亦我半身の長（タケ）にして。我矢尺なり。（鞭も同尺なれ）前に云所
の。我身の惣長（タケ）五尺五寸を弓の長にしてぞ。二尺七寸五分
の矢。快（コヽロヨク）引ことならぬゆへ。身の長五尺五寸に。又半身の長二

尺七寸五分を加て。都合八尺二寸五分。是我弓の長なり。然れども弓長過ぬれバ矢勢弱きがゆゑなり。八尺二寸五分の内より七寸五分縮(チヂメ)て。七尺五寸を以て弓長に定むるなり。七寸五分縮たるハ。弓に勢より持せんが為なるべし。今世の弓ハ。曲尺(カネ)の定なれバ。七尺三寸を以て定尺とす。いつ頃ともかくなりしことにや。詳ならず。物を射るに中(アタ)るも外(ハヅ)るもハ。射藝の工拙によれる事なれども。一ツハ弓矢の長短其身に相應不相應による事も有べし。なほ考べし

矢束長(サ)の事

矢束ハ。其人々の手にて。必十二束なるものなれども。此十二束よりおのづからかばかりにて。たての長さバ。二尺七寸五分あるなり。一束といふハ指四ツ伏(ブセ)なり。古き物語などに。三人張に十五束などいふハ。其矢の主(ヌシ)の手にて十五束あるをいふにハあらず。矢ハ主(ヌシ)の手ならバ十二束なれども。其人大男にて大なる手ならバ十二束ハ矢なるゆゑ。通例の人ハ手にては十四束も十五束もあるなり。大男にてあるも小男にても。其主の手ならバ。十二束よりも上ハ。己このまぬものなれバなほ。定まれる事なり

貴人の矢を御調度といふ事

貴人の矢より御調度といふ事ハ。古へ調度といふ本にて

矢を作りしゆゑなりといふ説あり。用ゐ來りしなれバ貴人の矢斗御調度といふ事ハ。テウドともテウヅともいふなるを。音通ずる由ゑあり室町殿時代の古傳書どもに見えてあるを。調度の木といふ木も。和名抄にも見えず。本草綱目にもなければ猶見えざる。曾てなき木なり。調度といふハまつたく道具の事なり。武士の家にてハ弓矢を以て第一の道具とするゆゑ弓矢を指て調度といふなり。矢ばかりを調度といふなれあらねど。然れども貴人の弓矢をぞうやまひいふ事なるゆゑ。弓をぞ御たらしといふ。矢斗バ御調度といふなり。詞を略ていひなるゆゑの事なるを。矢ハ調度にて。弓ハ調度にあらずと心得んハ己が事なるを

柳を矢箙に用ふる事

延喜式の民部省式に。凡兵庫寮造_箭_柳箙四百廿。隼人司油絹料二百隻。並_仰_大和國_。毎年交易令_送。箭箙ハ以_時採。乾箭簡取_強好_とも見えたり。按ずるに。柳の木にて矢箙を作る事。木性なめやかにして。軽くして宜しかるべし。さて是を造るハ兵庫寮にてつくる必ずなるなり。それを隼人司の官人受取て用ふるに。油を絹に付ず拭ふなるべし。柳箙乾けバ折やすかるべきに依て。油拭付て潤ほさせべし。一ツとも唐土の矢を見し事ありしに。是も柳の木を削りて箙にし

たるにもあり。根の方なれバ少細し。是にてハ矢行宜しからざるべし。唐土にハ柳のみ用ふるにやあらん。竹をも用ふる事ハ。此方にてハ古へ柳竹ともあれバ。竹箆の事日本紀に見えたり。今ハ竹箆のみ用ひて。柳箆をバ知る人少なき故遠記しおくなり。やがらを矢の木といふ事あるべし　ナとノ訛 通音あり

ぬた筈(ハズ)の事　同追加

かぶらの筈ハ節(フシ)筈なりと。高忠聞書にあり。弓法私書にハ。鏑の筈ぬた筈本式なりとあり。又ぬたをのはずと申す也。筈ハ竹の節に。筈の皮を残したるを申(ス)なりとあり。

右節筈といふ。ぬた筈といひ。詞ハ替れども同事なるべし。節筈の根に竹の皮を削りて残し置を。ぬた筈といふなり。是を按ずるに。唯ぬし筈といふべき事なるを。高忠ハ既に節筈と書たり。ぬた筈といふハ唱誤りなるべし。ぬたとハ鹿の角などの事なるべし。和名抄に。唐韻ニ觚ハ角上浪皮也ト云を引て。和名沼太波太(ヌタハダ)と注せり。ぬたをばぬたのえだなる角(ツノ)をぬたとも云事を知べし。ぬためは鏑も鹿角にて作りたるをいふなるべし。錺抄に。諒闇(リヤウアン)箭(ヤ)波須(ハズノ)事。保元元或秘記ニ曰。角波須(ツノハズ)とあり。角にて筈を作るをぬたなどもといふなり。竹の皮を削(リ)残すをぬた筈といふハあやまり

なるべし　此條いまだいひ盡さねば。仍て追加にもなほ參考すべし

高忠聞書に云。的矢の拵樣中略節筈たるべし。節を削るべし。又云鏑のから中略筈ハ節筈なり云々と。如此なれば。的矢の筈も。鏑矢の筈も。差別なき樣なれども。的矢の筈ハ節を削るべしとあれバ。鏑の筈ハ節を削らずして皮をも削残すなれバ。是をぬき筈といふ習ひなれども。是本の節筈なれバ。的矢ハ節を削るゆゑ節あれども見えざれば。是をけづれる筈なりと云ふべし。岡本記に。的矢の筈を削筈（ケヅリハズ）と申人もありと見えたり。然れば鏑の筈ハ節筈と云ふべし的矢の筈ハ削筈といふべし。角の筈ハぬき筈と云ふべし。竹の皮を削残すをぬき筈といふハ。肝心せざる事なり

上刺（ウハザシ）中刺（ナカザシ）の事

上刺中刺といふハ。箙に二十五矢さしたる時の事なれバ。廿矢以下は上げ中ざしハなし。上ざしをかぶら矢或さゝなれバ。中ざしハとがり矢なり。上げしに對して中ざしといふなれバ。上ざしも中げしもみだりくさしては征矢（ソヤ）をぬく妨（サマタゲ）になるなり。さし所あり。そのさしやう。多賀高忠が狩詞記に圖あれバ。征矢も内むき外向のけしやう同書にあれバ。猥（ミダ）りにはすべからず

體（タイ）の矢の事

箙の體は矢を中刺の事なりといふ説あり。用ふる事なし。中ざしの事ハ前にしるすがごとし。體の矢も。箙ごとに用ふるにはあらず。箙は立(ダテ)の中に櫛形（櫛形を矢くばりともいふ田舎人ハをさきともいふなり）あるにも體の矢を用ひざして矢搦(カラミ)成する形也。櫛形なくて。なうだて其底に直に矢の根を置く箙なり。是ハ其矢がらみ成する時。さし矢を一つむすふに立(タ)て置(キ)き。それ矢を本體にしてもたせ力にし高矢搦をするゆゑ。體の矢といふなり。體の矢ハ。すぐ征矢は中より一つ取て用ふる形也。體の矢とて。別にあつらへおくべからぬ形なり。さて矢がらみにはしるすあり。秘事といふにもあらねども。かきつくる成がたんには。事長ければこゝに略す。すべてかやうの事を秘するも心得がたき事なり。人にたやすく見せざる事ならば。軍中の用には立ざるべし。軍ハ數萬の人あつまりて。それを見ざる人多きなり。人多く見ざる時ハ秘する事なるべくもあらぬなるや

征矢(ソヤ)

征矢の事。征矢とは征戰に用ふる矢の事をいふなり。征(セイ)の字を音便に征(ソ)といひかふるなり。又素矢ともいふ意ならん。素矢とは常の矢といふ意にて。常の矢ハ則征戰の時なら

でハ用ゐざる事。以前よりなれバ故。射手方聞書に。征矢にてハ人より外。別の物射る事なき故といへり。是ハ征矢の用ゐ方の實戦に用ゐる矢を放つ時をのぞきてハ。何なりとも射る事なれども。元來征矢といふハ。征戰に用ふるものなれバ。その本の意を記せし故。さる征矢の根ハ。柳葉鳥の舌劔尻楨の葉なるとありて。いづれも真直なる根なり

石打(イシウチ)の征矢(ソヤ)の事

石打の征矢とハ。大鳥の 大鳥ハ大鷲なり。尾十四枚あり。小鳥ハ小鷲なり。尾十二枚あり 石打の羽にてこしらえたる征矢をいふなり。是ハ大將軍の用ふる矢故。されバ齋藤別當實盛が。北國に向ひし時。錦の直垂に。石打の征矢と。内府宗盛に望みし事。源平盛衰記に見えたり。石打の羽とハ。尾の最下(イチシタ)に重りたる羽なり。或説に石打を称美する事ハ。羽の性つよき故といへども。是ハあやまりなる故。石打にかぎりて性はよき事なし。打と云名ハ。敵をいしく打といふ事に取なして。其名詮を称美するなるべし。いしくといふハうまくといふ事故。熟の字なり

野矢の事

野矢ハ狩の時射る矢なり。されバ本名ハ鹿矢(シヤ)と云故。或説に野矢ハ征矢の事なりといふハ誤なり。其事ハ軍器考に能

辨じ考れバ今をいへり。日本紀の神代巻に。彦火々出見尊山の幸(サチ)ありと見えたるハ山ふかく狩しあるきて獲物(エモノ)多くありし事をいふなり。其時射たまひし矢ハ野矢の始といふべき歟。同書敏達天皇の紀に。猟箭の二字をよみて矢とよみ来れり。猟(カリ)といふハ鹿など射るなれバ。さてやと訓(ヨミ)を付たるなり。射手方の古傳書に。野矢のあしらへあり。法式見えず。少しハあれども記とさしたる事ふハあらバ古よりの定法なきがゆゑなるべし。狩ハ山ふかくあるものなれバ。鹿矢の事を野矢といふ。制作の法式もなく。野の廣くして限りもなきにあるときハいやしみたるが心なく。野矢といふなるべし。野もイヤシとよむ 當家弓法集に。三議

一 続の事なるを 御狩場の御供の騎馬六騎なるべし。出立ハ水干行縢ふて沓などさせ。鹿(シ)箙(エビラ)の矢を負て。上矢ふハ四ッ目をさしそへし。羽をとりはぎなるを弓ハ思ひしくに持なりと見えたりて羽ハとりきざみなりといふハ。四ッ目をさしぞへたる物なり鹿箙にさしを野矢の事をいふ。四ッ目の事をいふにあらざればならずしらべへりハ高忠聞書にあり。とりさきどもいふ羽の端などかりしやうして。其まゝに置事なり。野矢ハ何羽を用ふるといふ定式もなく。鹿相にこしらふるそのまゝなるゆゑ羽の端を刈ことも及ばざるなり。源平盛衰記に猿皮のうつぼさして矢あまたさしたるをいひ。曾我物語にさして矢さし

たかの竹箙(タカエビラ)。又靏の本白にてはぎたるをしらへたりして矢
又すゝきをそへられし矢。もろ高にとつく法ありと以為るも。
皆野矢の事なり　岡本記云。野矢とハ白箆の征矢の事なり。又寛正記にも捧方少〻有之。今畧之

くるり矢の事

くるりハ水鳥を射る矢なり。檜の木桐の木の類の軽くし
て水に浮くやうなる木にて。かぶらの如くなる形にあし
らへ。されにはちひさき鏃をさしたるなり。弓法秘
傳聞書にくるりの事あなかちにしらへやうなく。本儀
にはさのみなし。何ともしらへ。水鳥の射よきやうに
分別有べしと見えたり。くるりをもむかしよりもちゐる事。古今著聞集に。いちの國田村の郷の住人。馬允何が
しとかやいふ者の子。鷹をつかひけるが。鳥を得ずしてむな
しく帰りけるに。あまりのねたさといふ所に。ある鳥一はなれゐる
たりけるを。くるりにていたりければ。あやまたずくるり
とまりにはなちけりと見えたるをはじめ。夫木抄に。正治二年百
首。源仲正。我戀ハくるりを射るかはせ川の瀬にたちゐる鳥の
はかりもなし。又本間流聞書に。舩よりかぶらといふもの
くるりの事。鏑箭と書て目なしかぶらとも云ふなり。と
見えたり

節陰(フシカゲ)の事

ぬりこめぎハかならず矢箆のかざりにするにあらず。箆竹の芽(メ)
をうちて取たるにあとのくぼき所あるを。箆ハ乾てしまふゆゑに
なくより見えぬさるゆゑに。其所に漆を溜(タメ)て塗置けハう
るしの陰(カゲ)になる所点。日数をふれバ見えて斑なる様に見ゆ。されバ此
を節陰とこそ名付たれ。後にハそれがかざりとなる如く羽をてふし
がきにさるなり。此品出來たるを弓法私書に。ふしかげより
小(コ)ふしかげといふを。節のきはを少しぬりたる故に名けし
なり。又長くぬりてざつとこえしたる箆管(クダ)ぬりしといふなり。又
長くぬりこめをうすくぬりたるを長ふしかげと云なり。是
を長ぬりしかぎと云ふも此のこと。此ハ本のぬりしかぎと見ゆる

羽をこふしかげの矢をバ。御所的の時ハ射ざるなり。くぶふ
しなれバ御的の時も用ふる羽をこぬりしかぎハ畧儀なるをと見
えたり

黒津(クロツ)羽(ハ)の事

黒津羽と云ハ。津の字ハ何もいはれハなし。只詞なり。あ
まり川風。沖津白浪などの津の字のごとし。たゞ黒き羽
の事なり。或説に鴻の黒ほろの事なりともいひ。またハ鶴
の黒羽の事なりとも云ふ。たまたまハ鴻の黒ほろ。鶴の黒ほ
ろなく。真の黒つ羽にてあらず。本間流聞書に。今小鳥羽
とて。十二何をバからすをしとて下なり。大鳥羽とて。十

四あり或。真鳥羽とするも上なれど。からすにしておろをさして黒津
羽といふなり。と見えたり。又まことの黒川羽なる梁。源平盛
衰記なり。頼政の水破といふ矢ハ。黒鷲の羽にてはぎたりし
見えたるにハ。からすの羽の黒きをまくはぎたるなるべし。
即黒津羽なり

あまの面の羽の事

あまのはありてふくたぐる矢の事。平家物語の長門本。太
平記等に見えたり。世に矢羽の繪圖あまたあれど。それぐ
にあまのおもての羽見ゆれど。彼是區々にして同じ
からず。何れを是何れを非とも定がたし。予が友山岡浚
明がいひしハ。舞樂に安麻の舞といふがあり。此舞の面に似た
る羽をあまの面といふなるべし。この面ハ。紙に書てそれ
を顔にあてゝ舞ふなりと語りき。其後安麻の舞の繪を
見しに。わかうかむりたる冠きて。かの紙に書たる面を顔に
あてゝ舞ふ體を画なり。其繪ハ尤に寫し。あらハさが如し。
按ずるに海人(アマ)の面も。杣人(ソマ)の面も。常の人の面にかはれるに
おぼしき。その名なれバ。あまのおもてといふハ。海人の面
の事にてハあるべからず。安麻の舞の面に似たるがゆゑの
名なるべし

安麻(アマ)の舞

右れ舞の面ふ似たる文(フ)ある羽を。あまのおりてといふべきこの寺が弟子蜷川親與が。松前の人蝦夷(エツ)へ渡りしく。取來りしあ皆れ面の羽を見しよ。尤れ繪圖ふおぼし。是を松前の人ハあまれおりてといひ習はし來るよし語りき

右の羽れ文(フ)上の二ッれ星ハ舞の面れ◆ふこのところ。下の三ッれ

星は舞は面の▲にかくとゞまる。此羽を安麻の面と名付けしにや

しきりえだの事

近世しきりえだとてえだを見るに小羽を八ッ付るなり。その體をがをなどの如く。四ッ立にして小羽共も短くして。下は方を向きて。其向きたる所に鵥(カシドリ)の羽を一寸二分計にして二ッ付るなり。又一方は小羽の下はあまる所には。連雀(レンジヤク)の羽を一寸二分ばかりをにして二ッ付るなり。羽の數合せて八ッなり。此えだなり。室町殿時に記したる古傳書どもにも曽て見えざる事なり。况やそれより以往の書にも猶見えねば。近世の新作物なりかし。鳥まんしやくなど矢に用ふる羽にあらねば。右ふたつあまり用ふる事なきの故。しきりえだとはいふは。しきりを羽といふ事共誤ぬべく。新作したるものなり。秀郷草子に。しきり羽とて。白羽黒羽まじくはぎ合せて侍るとみえ中傳ものとなり。保安元暦の記に此記文。近衛家煕公抄出して。新井筑後守に賜ひし由。軍器考に載たり 執柄供奉行幸の時。府生番長平胡籙(ヒラヤナグヒ)左は鷲羽。右は肅慎(シクチン)羽。これを新調す。鳥鷺の羽を以て。三府(ミフ)に切續(ギ)たるをと何も。是は古代肅慎(ミシハセ)と云國より出し羽を肅慎羽と云。其羽なきによて。鳥と鷺は羽を以て。三府にしきりを羽にあしらへく。肅慎の羽に似せたるなり。しきりを羽とて。白羽

と黒羽と筈切つぎなく。しぼりたるを立るゆゑしきを羽といふ
なり。其形ハ 如此なり。夫木抄騎射の歌に。
しきを羽のやさしきものハあやめ草に引そむるにぞ
みなりけり。古代五月五日に騎射ありしにや。しきなる羽の
矢筈用ひし事もあれはこそ。右の歌にもよみつらめ

一手(ヒトテ)四目(ジメ)の事

しめた目筈四ッされはこそ四目と云。一手四目と云も形かえ
を形し。一手とハ。的矢の如く。羽を内向(ウチムキ)外向(トムキ)筈用ひたく。二
本ずつ筈一對に作る也ゆゑ。一手(ヒトテ)しかえといふなるを。しかるに
近世四ッ目の様なるものを二ッ作りて。一ッに二ッはしく目をは
して。二ッの根を合く。目數四ッある筈。一手しめといふ。如此作る事
古傳書よりも曾てなき事なり。古制ハ羽の内向外向ふたつ一手
と云ふ。根ハ一ッに目四ッはしく。二ッの根まで目數八ッあるなり。高忠聞
書に。四目(シメ)の寸ハ三ッぶりなり。目ハ四ッあるべき事本(ホン)なり。四ッある
ふぞりて四目といふなり。但(シ)目筈三ッもまる事くるし
からず。是も略儀なりと見えたり。目筈二ッされ事ハ見えず。
二手にて目四ッにまる事なき事なり。用ふる事なる紙

的矢紙なぎの事

的矢ハ紙なぎ本式なりといふ説あり。用ふる事なかれ。弓法
私書に。的矢にはなれたるべしと見えたり。かくはなさとん

〔一三〕ふハ檀の木れあまのそまてはぐなり。矢本秘傳ふ。あはハまゆ
これうを羽も。白うはと是を云。又藤のかそをも用ふるなを家。何
もかそハ六月土用のうちよそはぐく置なり。土用よはらざれ
バ木のうは皮がはげるなるまと見えたるも。的矢ふは皮はぎ本式
なまでども。皆ゆその皮なき時ハ。その代まゝに紙を花よまま家
なり。皆ゆるみれ皮白き物なるゆゑ。まぎらかし紙を用
ふるなるも。本式ふはあらだ

矢の羽状名ざやくだ羽ふ取るといふ事

名ざやくだ羽の事秘傳なりといふ説あり。秘傳もなき事
なり。本聞流聞書云。角鷹(クマタカ)の羽をも。されよ白きの始かく

あるゆりにゆるぐし。是を名ざやく花ふとなといふなり。射御
拾遺抄よ。鷹の羽ハかぶらふも用ふ由し。名ざやくだ羽状羽さ
れく光ふ由し。とあり桜おもうり名ざやくげなといハ。名けごぞ
なれり。名をさおといふハゆそでのはれ事なるも。田舎にてハ始く
由ともいふりあるなり。ひさぎの花も白きものなるゆゑ。
古ハ白きものにたとへけりハ。名をざ花状いるしなり。源平
盛衰記石橋山合戦の條に。與一が乗たる馬ハ。白あし毛にふ
とくさく皆しきが。七寸(ナヽキ)ふ餘まて。鼻のされ名をさおの花れ
如く白なりけれど。名状ゆふこのほといふと見えまり。鷹の
羽を矢まはぐれ。羽されよ白き所のはるすうに羽どなゆゑ。

しさご花にとはといふを案ひをまぶといふ詞轉じて。しさやくとおもへるなり。水を汲むしほどなれども。しほやくといふは同じ例なり

まるもぎの事

高忠聞書に云。羽のおそき方をまるもぎといふ。又のいそとも云ふなり。

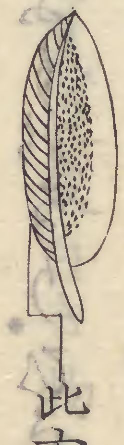

此方ヲスルモギといふ。まるもぎの事を。今はうひかゞるといふ。是矢工の詞なり射手方には用ひざるなり

水破(スヰハ)兵破(ヒヤウハ)の矢の事

頼政の鏑矢に水破兵破といふあり。此矢家に相傳の矢なるを

し貴び重んじて。かくのおびたゞしき名を付られしならん。源平盛衰記より水破といふ矢は黒鷲の羽を以てはぎ兵破といふ矢をば山鳥の羽にてはぎたりと見えるを。水破兵破といふ名は羽を以て名付しか。根のおもまるの名作なるを以て名付しか。其心詳ならざり。羽を以て名付しならば黒羽は水の色なれば水羽の心歟。兵破は山鳥の尾斑(マダラ)なれば豹の斑毛にるよりて。豹羽といふ歟。詳ならざるゆゑの事。強(シヒ)て説を作に及ばざらん。疑しきは闕(カク)ぼし。猥(ミダリ)に云ふべからず

神通(ジンヅウ)の鏑の事

神通の鏑といふ物。神通巻と号して。羽のはぎ糸に紫糸を用

に。是昔筑紫宇佐八幡にて。天武天皇流鏑馬（ヤブサメ）を射給ひし時
是を用ひらる。天子の御矢なるゆゑ紫糸を用ふ。後にハ其
色をうしなひて。まき糸を赤漆にてぬる。是を神通巻といふと
此説用ふることなり。然天武天皇宇佐にてやぶさめ射給ひ
し事。日本紀をはじめ正史實録に曾てなき事なり。
是をみざりける説なるべし。又一説に神通鏑ハ朴木（ホヽノキ）にて
作る。目の所に。角にて鳥居を作りてほり入るといふ。此
外其あしらへやうさまざまありて。各秘傳口決とし
て。諸説まちまちなり。皆一家の私説新説にして用ゆる
に足らず。信ずる事なかれ。神通の鏑の名ハ。田村草子に出

たり。古き物語なれども。みだりなる事ハ實事とも思はれず。
神通と云ハ佛家の詞なり。昔ハ佛法を信ずる事甚しかり
しゆゑ。鏑矢を貴び称美して。神通の鏑と書きたるなるべし。
大悲の弓。智恵の矢などいふ類なるべし。それを實に其
制作ありとして。さまざまの造り事をこしらへたるその
物なり。射手方の故實には曾てなし。近世の新作物なり

神頭（ジンドウ）の事

雁俣（カリマタ）ハ陰にして鬼頭（キドウ）と号し。鏑ハ陽にして神頭（ジンドウ）といふ。是鬼
神の隠語（インゴ）なりといふ説。何れも用ゐる事なかれ。雁俣なれば何に
よりて陰とし。鏑なれば何によりて陽とするにや。かやうの説も

のに陰陽五行の理ならバこゝハ入らざる事なり。又鏑を以て神頭とする事もいかゞなれバ、かぶらも神頭も一ツ物にてあらバ、鬼頭といふ名曽てなきにハあらねども、又一説あり。神頭ハ神代よりいふ由にて、神頭といふとぞいへり。是又用ふる事なきの事。神代にも八目(ヤツメ)の鳴鏑(カブラ)あり。日本紀にも見えたり。神頭といふもこれ神代に有しこと。正史実録に曽て見えねバ、按ずるにじんどうハ実頭(ジツドウ)なり。かぶら引目(ヒキメ)四目(ヨツメ)などの類ハ皆中が虚てむなしく空虚にしてあるものなり。じんどうハ中をうめぬきのぞ。空虚にあらず。中を実にしてあるものなれバ、実頭とも名付しなるべし。実頭ともいひならはしゆゑ、じんどうともじんどうといふ。其詞に合せて、後に神頭滋頭磁頭鎡頭矢頭などいふ文字を充(アテ)字に書たるものなるべし

雁俣の名の事

雁俣と名づくる事ハ、雁の足の指のまたに水かきあるに似たれバ、雁俣と名付くといふ説あり。用ふる事なきの説。足に水かきあるハ雁のみに限らず。すべて水鳥にはみな水かきあり。またといふを指のまたとするもいひしなり。或人の説に、かまたハ、くへなはたなり。蛙(カヘル)の股(マタ)のごとくなる形なれバなり。かへるまたといふ詞転じて、かるまたになりたるを、かるまた転じてかりまたとなれるなるべし。その詞に付て雁(カリ)の字をあ

て字に用ゐ來るなりと云へども。此説發明なる説なれ共

まがりまたの事

かぶらにまげたるかりまたなれバ。まがりまたとハいはれして。
りぬら矢と云ひ。かぶらにまがりて直に篦にまげたる故。か
りまたといふ形り。これをまがりまたといふハつたなき詞
なるを。唯かりまたとばかりいふべし。まがりまたといふも子
細ある事なれ共。高忠聞書にまがりまたといふ事ハ。かぶらにて
射て後。やがてかりまたにて射るをまがりまたといふなり。
るじまとのりまたといふ事ハ何るまじきなれど。かぶらにて射
て。二の矢にまがりまたを射てなどゝハいふなり。されバ

跡部孫三郎狐を射たるにも。きつねそのまゝひゐ尾へゆけと。
かぶらにて耳二つの間を射とほらせて。二の矢にまがりのかりま
たを以て。狐の生尾(イキヲ)を射切たるなど。物語にもかゝる事なれど
見えたり。まがりまたとその字をいふ事ハ。かぶらとなら
づきといふ時の詞なり。物語の時の射手詞なり

丸根(マルネ)の事

高忠聞書に。征矢(ソヤ)なしらへなり。中畧 根ハ丸根本(ホン)なりと見えた
る。丸根といふハ鏑尻の如くにまろく。真中にしのぎを付ず。しのぎ
の所を丸くしたるをいふなり。是ハ箙の矢くばりにされバに
も。矢をぬき出すとも。しのぎを立たるハ心よろしからざるゆゑ。

丸根を用ふる形り。近世丸根とて少くひらたく打て。先より刃など付るものあり。是ハ昔の丸根に似らず。新作物なり

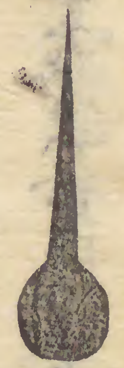

きがうの事 付定角

きがうといふ矢根を木にて作りし本と思ふハ非なり。予先年紀伊殿の家臣渡邊宗冬が家に傳へし。古ききがうを見しに。きたひたる鐵にて打たるものなり。其形左の如し

形丸く長くして。木の棒ほどにちひさくなるゆゑ木棒といふと宗冬が語りき。右のきがうの先ハとがらせず平に方に切たるものなり。北條五代記に侍たる人ハ鐵炮をみがき。薬をいれハせ弓の弦をさし。矢鈛作りつ。木青木などにて木鋒を削でもあるまじといへるハ。かゝる木にて鐵の木棒に代りに作りたる矢いふなるべし。神保宗右衛門尉安冨民部がもとへ。今朝箭負の夫河原より落失て着陣せず候間。木鋒を少々合力候へといひし事應仁記に見えたり。是ハ城の木戸矢倉などを射砕かん為なり。所望したるなるべし。木にて作りたるにはあらじ。北條五代記に見えたる。木なく

削りたるものハ。雑兵を射ちらさん為に用ゆる。射捨テれ
用意にするなるべし。又宗冬の傳へし定角（ヂヤウカク）をも見しに。
是も古物なり。形ハ右の木棒を四角にけしらへたるもの
なり。案ずるに是もされたるやうにけづり切たり

矢ごたへ矢さけびの事

矢ごたへといふも。矢さけびといふも一ツ事なり。高忠聞書
に云。鹿を射て矢のたつ時ハ。顔をあふのけて。やつ
と矢答するなり。又云あつと矢ごたへをする事鹿
に限るべし。熊ハあまりあつと矢ごたへ
する事ハなきなり。（狩の時ハ矢答なし）犬追物聞書（小笠原兵部少輔元長の記なり）

に。射手をえらび矢を射たるとおぼしき時。馬をそろへて出し
て弓手の方へくびり城中の人々高くれいと矢ごたへをしつゝ馬
城中へ入るなり。これを矢ごたへといふ。聲ハ高からずひくから
ずに。少長めて云べし。（犬追物の矢答なり）諸書當用抄ニ云。當流にては（小笠原をいふ）
か矢さけびといふ事ゆめ〳〵有べからず。矢ごたへと可申
なり云〻。然ば室町殿の時代は小笠原家にては矢さけび
といはずして。矢ごたへといふを習ひしたるなり。矢さけぶとい
ふこと古よりの詞なり。平家物語頼政のぬえを射たる條に。
えいをうと矢さけびしてと有。是ぞえたりやハ射得たるを
といふ事にて。是ハ矢はずまではあらずにおりといふが矢さけ

ぶなり。夫木抄信實の歌に。道おほき那須の御狩(ミカリ)の矢さけびに。のがれぬ鹿の聲ぞきこゆると見えたり。矢さけびといふは古き詞なり。

蟇目(ヒキメ)の事

蟇目の音(オト)は。蟇(ヒキ)の鳴(ナク)聲に似たれば蟇目と云ふといふ説何れも用ふる事なし。此説蟇の鳴音に似たる事なし。若似たるならば。蟇音(子)蟇聲(ゴエ)なればこそは云べけれ。何とて目(メ)の字を付て蟇目とはいふぞ。又一説に昔(シ)妖鬼出て人をとり食ふ事ありしに。山中より大なる蟇出て。かのばけ物を食ひ殺しけるを。さればこの蟇の目の形をうつして蟇目を作て。妖怪を退る矢となるといふ説もあれど。これも用ふる事なき説。昔といへるは何の時代をさしていふにやあらむ。年号も時代もしれざる物語あるところにたよらば。蟇の妖鬼を食(ラ)ひし事妄説なり。蟇目は妖怪を退けんが為に作り始めしにあらず。物に疵を付ず射おとすべきが為の設なり。大なるものなるゆゑ。重くて飛ばぬゆゑ。中を空にしてぬきて軽くなるなり。中を空にしても猶重きゆゑ。穴をあけて風に乗じて飛やうにたくみたるものなれど。鳴らすべき為に穴をあけたるにはあらず。穴あるそのゆゑ風吹入て自然と鳴るなり。鳴(ル)音あるゆゑ。鳥獣是におどろき恐れしなり。ばけ物のみ怖るゝ

またはあらじ。又一説に蟇目の音ハ、十二調子にちがはざる調子
なるゆゑ。妖鬼の類是を恐るゝといふ説あり。是又用ある
事なり。然れども天地の間に音あるもれざるなくの音にあり
といへども。十二品をもて外になきゆゑ。十二調子を定めたるなり
きはめしなり。然るより蟇目の音は十二調子にたがはざる事有
間らぞ。そのうへ十二調子にまなばせてる音ゆゑ、これそろ
しれといふ事をたすけものいひたる故。誰が聞たるにや。笑ふ
べき事なり。東鑑に引目の二字を用ひたり。其外古き書に
挽目・曳目などゝ書るもあり。蟇目と書くに限らざる
事なし。日夏繁高が武林原始に、引目ハ響目（ヒビキメ）の訓なるべし

しといはるゝハ。發明の説なり。ひびきめ故中略してひきめ
といふなり。其詞に付きさまざまの字をあて字に書たる
なり。蟇目といふも穴の事なり。西土（カラ）にて穴の事を眼と云り
同じ意なり。天工開物佳兵（カヘイ）篇弧矢（コシ）章ニ曰。響箭則以（テ）寸木（ヲ）空（シ）
中（ヲ）錐（スイテガンヲ）眼（ツクル）為（アナヲ）竅。矢過（ルキ）招（キテ）風（ヲ）飛鳴（ス）。即荘子ガ所謂嚆矢也と見えた
るにて明らかなり。されば眼といふハ穴のことなり

蟇目寸尺の事

蟇目に定る寸法ハなきことなり。多賀高忠聞書に云。引目の寸ハ
四寸なり。この〇の定むるしるしを四寸と定置まてなれども。
大小の事ハ弓の弓によりてよるべし。伊勢宗五入道 下総守平

貞頼犬追物方聞書に云。曳目の寸ハ定まらず。中略 引目ハ大小の事。人ハ弓勢によるべし。いかさま分に過ぐまじ扱ふべきもなるを。可心得云々。又弓法私書に云。引目の大小ハ弓によるべし云々。騎射秘抄 小笠原持清之記 云。引目ハ大小の事。是又古今懸隔なり。彼是愚意にはかくて何れをも不可然。其故ハ昔様こそ。四五寸の引目餘りに見所なく覺也。なる當世様とて弱弓にさへ大引目も見にくて覺ゆ。犬に當りて矢落もよからず。少し遠廻りなる時ハ力なき風情もなし。されど昔の射手ハ中に。今少引目大ならば見所有らんと覺ゆるもあり。今時の射手ハ中より。今少引目ちいさくハ猶よからんと覺ゆるもあり。餘りの大小共に不可然。但し人によりて弓によるべし。相違なくハ一尺二尺にもなるべし。弓にあはせて引目のかゝりたる格制ある所なり云々とあり。右に引所の書どもハ室町殿時代記したる書なり 右ハ古書の趣を以て引目の定る寸法なき事を知るべし。今世引目ハ寸法定りてあるやうに思ふ人あり。故實を知らず。かくいふなる事なり

大具足の引目の事

近世大具足の引目と名付て。長一尺二寸ハ引目を作りて持つ人あり。大具足といふを引目の一種の名と覺たるハおかしき事なり。犬追物ハ古傳書どもに。大具足とあるハ。大道具

といふ事なく。弓も強き弦引き。矢束を長く。引目も大なるを射るゆゑ。さなりぬ射手を大具足の射手といふ。是古代の射手詞なり。弓を強き八大具足形を。引目ハ大なる弦のゝ。大具足以ハ云ならのらバ。大具足ハ射手にをあらバして。大引目を拵へ置く事。何の用ニ立つる事ぞや心得がたき事なり

宿直(トノヰ)引目の事

魔除(マヨケ)の為ニ。家ハ床(トコ)の上ニ引目を立おくを。とのゐ引目と云ふといふ説あり。信じがたき事なり。宿直(トノヰ)といふハ。主君ハ館(タチ)にとまり番(バン)をする事なり。とまり番ぬする人。用心の為ニ夜(ヨ)。引目(ヒキメ)を射て。鳴音(ナリオト)ぬするをとゐの引目といふなり。太平

記り。大森彦七が事を記したる條ニ。よりより結だけ物ハ。引目の聲ニ恐るゝなりとて。毎夜番衆を居(スヱ)て宿直(トノヰ)引目(ヒキメ)を射させけるよし見えたり。又義經記ニ。伊勢三郎が義經の臣ニ初てなる條ニ。人ハなきやうとも候バ。四天王のごとくなる男五六人来りて。御客人をまもり奉りて。御用心と覚候。さてかひハ弦らせ候て。御とのゐ仕りて以ておきたらバ。兼候とて。引目の音弓の弦打しきりなんどしらしく。御とのゐ仕るを云こと見えたるを。此外にも古き書ニ。とのゐ引目といふこと番しる夜引目を射る事なるを。是弦打ならぬにして。とのゐ引目といふ引目はありしらへやうありとて。妄作なる引目をあつらへく。

座敷の床にかざり置く人あり。かくはらいされ事なりと。高忠聞書に。夜引目射るには。犬射引目本(ホン)なり。けしやうれ物ハ笠懸引目より。犬射引目に怖るれど古申ならはしなるなり。ちかき頃かくのごときるえしおほれたるをと見えたるを別にこしらへの引目といふあしらへやうにたるき事なるを。犬射引目とハ犬追物射る引目なり。黒くそさうはぬりくるか引目なり

はんぶら引目の事

近世はんぶら引目といふものあり。其形常の引目の如くにして。引目頭の方に又小さき引目を作りて付たるものなり。

其形

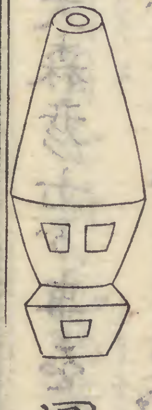

圖のごときその形なり。これ何の用に立つものぞや。此ものは室町殿時代に記したる古傳の書にハ。曽てなきその形なり。按ずるに。前に記せし所のはんぶら弓といふ弓あるよりなまりたる。はんぶらといふ矢なるを新作したるなるべし。されはんぶらはもきめ。射手方の故實にも曽てなきその形なり。用ふるにおよばぬ事也

四季艸一之巻 春草上 終

四季艸一之巻　春草上　終

大日本帝國圖書之印
日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan